

税務課からのお知らせ



早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付期限は5月31日(火)、口座振替は5月27日(金)、減免申請は5月31日(火)までです。お忘れのないようにお願いします。

①軽自動車税の納付は？

	納付場所		納付期限	納付に必要なもの
現金納付の人 (右記①、②のいずれかで納付してください)	①役場窓口	●肥後銀行派出所 ●会計課	5月31日(火)までに納付をお願いします。	自宅に送付された納付書を持参してください。
	②金融機関	●肥後銀行 ●熊本銀行 ●阿蘇農協 ●熊本県信用組合 ●九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く)		
口座振替納付の人	5月27日(金)引落としとなります。残高の確認をお願いします。			

②軽自動車税の減免を受けられる場合があります

	申請要件		手続き場所	減免申請に必要なもの
減免申請	①公益のため直接専用するもの		役場税務課で手続きできます。軽自動車税の納付期限(5月31日)までに申請してください。	●送付された納付書
	②障がいがあり歩行が困難な人			●車検証(減免を受ける年の4月1日現在の所有者が減免要件に当てはまるもの)
	対象となる車	使用している人(運転者)		●使用者の運転免許証
	○身体に障がいがある本人が所有する軽自動車(18歳未満の場合は、生計を一にする人が所有する軽自動車)	○障がいがある人本人 ○障がいがある人と生計を一にする人(同居)		●印鑑
○精神(知的)障がいがある人が所有する軽自動車(生計を一にする人がお持ちの軽自動車)	○障がいのある人のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人	●各障害者手帳・戦傷病者手帳		
○身体、または精神に障がいがある人の利用のために構造された軽自動車		●個人番号が確認できるもの(通知カード・マイナンバーカード・個人番号が記載された住民票など)		

*減免台数は障がい者1人に1台とし、普通自動車などとの同時の申請はできません。

*障がいの程度により、減免の対象とならない場合があります。

〈問い合わせ〉税務課 軽自動車税係 TEL0967(67)2703

自動車税の納付は5月31日(火)までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日(火)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(鹿本については山鹿市役所)、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。

また、パソコンやスマートフォンなどから、インターネットを利用した納付もできます。

〈問い合わせ〉熊本県北広域本部 収税課 TEL0968(25)4116 熊本県自動車税事務所 TEL096(368)4020

令和4年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	村県民税 国民健康保険税
					普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****					第1期
5月	5月31日(火)		第1期	全期		
6月	6月30日(木)	第1期				第2期
7月	8月1日(月)		第2期		第1期	
8月	8月31日(水)	第2期			第2期	第3期
9月	9月30日(金)	第3期			第3期	
10月	10月31日(月)		第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(水)	第4期			第5期	
12月	12月26日(月)				第6期	第5期
1月	1月31日(火)				第7期	
2月	2月28日(火)				第8期	第6期
3月	*****					

◎村県民税および固定資産税の納付書は第1期に全期の納付書を送付しますので支払い忘れに**ご注意ください**。

◎口座振替を申し込まれている人は、原則毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

(27日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が口座振替日となります)

◎12月は納期限12月26日(月)・口座振替日は12月20日(火)になります。

◎村県民税・国民健康保険税が年金からの天引き(特別徴収)の人は、納付書は発送されません。

◎過年度分の遡及課税や国民健康保険税の更正などにより、随期の納付がある場合もあります。

法務局からのお知らせ 未来につなぐ相続登記をしませんか

相続登記が義務化されます。

- ・所有者不明土地問題の解決に向けて民法、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。
- ・不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。
- ・相続登記せずにそのまま放置していると…

さらに相続が発生し、相続人が増え、権利関係が複雑になる。相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。遺産分割に協力しない、またはできない相続人が出てくる。不動産の処分(売買など)が難しくなる。公的買収や災害復興の妨げとなる。などの問題が起きています。



法務省HP



令和3年度分の固定資産税に係る 価格に関する審査申出の特例について

固定資産税の納税者は、当該年度の固定資産税に係る固定資産の価格に不服がある場合には、審査の申出をすることができます。申出期間は原則納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間となっています。

しかし、令和3年度においては税制改正により、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じられており、適用対象となった令和3年度分の固定資産税に係る審査申出期間は、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までに延長されています。